

日本で就労するための在留資格 の要件，注意点

(技能実習・留学正しい情報発信セミナー)

2019年1月22日

日本入国に必要な書類

パスポート

VISA(査証)

就労するためには

長期VISA
(90日超)

~~短期VISA (観光など)
(90日以内)~~

(VISAの前に在留資格
認定証明書を取得)
日本の会社や学校が事
前に手続き

〔観光ビザで日本で働ける → 詐欺
就労ビザに切り替えられる → 詐欺〕

就労可能な主な在留資格

①技能実習

- 最長5年間、企業で働きながら技能を身に付ける在留資格
- 農業、漁業、建設業、食品製造、繊維衣服、機械・金属、介護、ビルクリーニング業、自動車整備業などの業種のうち80の職種

②技術・人文知識・国際業務

- 日本の企業に採用されることが必要。
- 技術が理系で、人文知識が文系。仕事内容に関連する大学卒業という学歴が必要、大学卒業の場合は3年程度の実務経験も必要。
- 国際業務については翻訳・通訳などの業務が該当しますが、大卒の学歴と3年以上の実務経験が必要。

③特定技能

- 新たな在留資格で本年4月に創設。
- 人手不足の対策として、すでに技能を持っている人を、最長5年間受入れ。
- 農業、漁業、建設業、いくつかの製造業、介護、ビルクリーニング業、自動車整備業、外食業、宿泊業など14分野
- 対象者は、3年以上の技能実習を修了した方か、それと同じぐらいの技能・日本語能力を有する方で試験に合格した方。

留学

- ・勉強するための資格。就労は認められていません(ただし許可を受ければ週28時間のアルバイトは可)。
- ・技能実習の代わりとなる資格ではありません。

技能実習の留意事項

1 送出国の手数料

技能実習生に対する送出手数料は、ベトナム労働・傷病兵・社会省の通知により、3年契約の場合には3,600USドル(1年契約の場合1,200USドル)以下と上限額が定められています。事前教育費としては、590万ドン以下と定められています。

また、保証金や違約金も日本の法令により禁止されています。手数料などを支払ったときはちゃんとした領収書をもらいましょう。

2 ブローカーの禁止

技能実習の日本とベトナムの協力覚書において、ブローカーは明確に禁止されています。ブローカーは相手にせず、直接、送出国に連絡しましょう。

3 日本語の重要性

日本に行く前はもちろん、日本に行った後もしっかりと日本語学習を継続してください。日本で仕事を、そして生活をする上で、日本語はとても大事です。

4 介護職種技能実習

介護の在留資格には、技能実習の他、介護留学、特定技能、EPAプログラムもあります。看護短大などを卒業されて介護での訪日を考えている人は、日越両政府が全面的に支援しているEPAプログラムへの応募も御検討ください(9月頃募集)。

最後に、技能実習に関して、日本で困ったことがあったら、外国人技能実習機構に相談してください。